

小金井市地域福祉推進委員会委員公募選考基準

1 公募委員の役割等

- (1) 根拠規定 小金井市地域福祉推進委員会条例（平成31年条例第3号）第3条第2項第1号に定める公募の委員です。
- (2) 役割 小金井市の地域福祉の推進に関する事項について調査・審議を行います。
- (3) 任期 委嘱日（令和7年12月予定）から3年間
- (4) 会議 任期中に3回程度（予定）の地域福祉推進委員会に出席し、審議等に参画します。なお、会議に出席した委員に対しては、報酬を支給します。（会長：11,000円、委員：10,000円）

2 募集と応募

- (1) 募集人員 4人
- (2) 募集対象 市内在住・在勤・在学者で、18歳以上（令和7年9月16日現在）の地域福祉に関心のある方
ただし、既に市が設置している各種審議会・委員会等の委員を2つ以上兼務している方及び市の関係者は除きます。
- (3) 募集期間 令和7年9月16日（火）から令和7年10月15日（水）まで
- (4) 募集方法 募集の周知は、市報（令和7年9月15日号）及び市のホームページで行います。

3 選考方法

指定テーマ「小金井市の地域福祉の現状

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
- (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
- (3) 審議に必要な知識があるか。
- (4) 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。
- (5) 審議をまとめる協調性があるか。
- (6) 誤字・脱字はないか。

※ 各項目につき各 10 点満点とします。

7 選考委員会

公募委員の選考に当たっては、小金井市地域福祉推進委員会委員選考委員会を設置し、市長、副市長、福祉保健部長、地域福祉課長が選考委員になります。

8 選考結果

選考結果については、応募者全員に通知するとともに、市報及び市のホームページに掲載します。なお、応募論文は選考後、直ちに応募者に返却します。

9 その他

地域福祉推進委員会委員の公募・選考に関する庶務は、福祉保健部地域福祉課地域福祉係において処理します。